

第二仲よし保育園 重要事項説明書

保育の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人仲よし福祉会
所 在 地	東松山市下野本1637-6
電 話 番 号	0493-22-0937
代表者氏名	理事長 鈴木 由幸

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	第二仲よし保育園
施 設 の 所 在 地	東松山市松山町2-6-1
連 絡 先	電話番号0493-23-8480 FAX0493-23-8480
管 理 者	園長 加藤 清美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	昭和51年 4月 1日
事 業 所 番 号	

3 保育の目的・運営方針

第二仲よし保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2261.15m ²
	園庭	1018.0m ²
園舎	構造	鉄骨
	延べ面積	940.79m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室(0歳)	1室	床暖房・調乳室・沐浴室・畳スペースあり
乳児室(1歳)	1室	床暖房
保育室	2室	すみれ組(満2歳児クラス)、ひまわり組(満3歳児クラス)、ゆり組(満4歳児クラス)、さくら組(満5歳児クラス)について1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
一時保育	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	23	16	7	
栄養士	2	2		
調理員	1		1	(栄養士資格有)
事務員	1	1		

当園では、「埼玉県児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(9:00~19:15)
副園長	正規の勤務時間帯(8:30~16:45)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:30~16:45)
保育士	正規の勤務時間帯(8:30~16:45)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~16:45)
調理員	正規の勤務時間帯(8:30~16:45)
事務員	正規の勤務時間帯(8:30~16:45)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

6 保育を行う日

保育を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育時間

保育時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間と通勤する時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、時間外保育を行います（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間と通勤する時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで又は16時30分から19時15分までの範囲内で、時間外保育を行います（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下の保育その他の事業を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育

上記7に記載する時間において、保育を行います。

(2) 子どもの発達を、遊びを通して「学びの物語」として捉え、一人ひとりの子どもが主人公として生きる「育ち合い・学び合いの場」を保障する保育

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・外科

医療機関の名称	上野クリニック
医 院 長 名	上野 直之
所 在 地	東松山市松山町 2-5-13
電 話 番 号	0493-22-1019

(2) 歯科

医療機関の名称	盛島歯科
医 院 長 名	盛島美智子
所 在 地	東松山市新郷 355-4
電 話 番 号	0493-23-6539

※その他 年一度眼科検診を 杉谷文子先生にお願いしています。

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。（下記枠内、保護者記入欄）

※ 別紙調査票に記載して頂きます。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 星野 久美 ・責任者 加藤 清美 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 0493-23-8480 F A X 0493-23-8480 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	縣 美江	電話番号 0493-39-3926
	河崎 由加里	電話番号 0493-62-0195

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	① 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 ② 保育園賠償責任保険、保育園児団体傷害保険
保険の内容	① 在園児の負傷、障害等への共済給付 ② 施設賠償金、在籍園児の怪我の保障
保険金額	① 3000万円限度 ② 1事故7億円

※詳しくは、直接問い合わせください。

16 当園におけるその他の留意事項

健康保険証・こども医療費受給資格者証の写し	在園児が保育中に外傷等を負ったりした場合には、園で病院に連れていきます。その際は写しで受診をしますが、後日保険証とこども医療受給者証の本証が必要になります。(怪我の症状によっては、保護者の方に来院して頂くこともあります)
喫煙等	当園の敷地内はすべて禁煙です。アルコール類の持ち込み・飲酒も禁止です。
防犯カメラ	園内4か所に防犯カメラ、センサーライト設置 自動通報装置あり
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由目的	金 額
主食費	2号認定こども（3歳児以上）に係る主食費	月額 1,000 円
副食費	2号認定こどもに係る副食費	月額 4,500 円
観劇・行事・教材等に係る費用	年中・年長児の観劇 各クラスの行事・教材等の費用	実費(又は半額)
父母会費	父母会に係る費用	月額 300 円

2 時間外保育に係る利用者負担

標準時間利用の場合は、18時15分～19時15分（保育終了時間）の利用については、月極め3,000円、一回につき500円の延長保育料金がかかります。

短時間利用の場合は、7時15分から8時30分までと16時30分以降は、月極め各3,000円、一回につき500円の延長保育料金がかかります。
（1時間単位）

- ※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、集金袋に受領印を押します。領収証の求めがある場合は対応いたします。
なお、令和8年5月分より口座振替になります。